4 空き家と税金の関係

空き家であっても毎年土地と建物に固定資産税がかかります。また、相続時には相続税、売却した場合の譲渡所得には所得税がかかります。

固定資産税・都市計画税

■通常の場合	固定資産税 都市計画税※		
対象となる資産	固定資産(土地、家屋、償却資産)	原則として都市計画区域内の 土地、家屋	
納付する人	毎年1月1日に対象となる資産の所有者として登記簿又は 固定資産課税台帳に登記又は登録されている人		
金額	固定資産評価額を基に算定 (税率1.4%)	固定資産評価額を基に算定 (税率最大0.3%)	

※香川県では一部の市町のみ課税しています。(善通寺市全域及び観音寺市、多度津町の一部地域)

■住宅用地特例

土地に関する固定資産税について居住用の家屋の敷地(住宅用地)については、その税負担を軽減するため、下記のとおり課税標準の特例措置が設けられています。

面積区分	固定資産税の 課税標準額	都市計画税の 課税標準額
小規模住宅用地(住宅1戸につき200㎡まで)	評価額×1/6	評価額×1/3
一般住宅用地(住宅1戸につき200㎡を越えた部分)	評価額×1/3	評価額×2/3

なお、空き家法に基づく行政処分の「勧告」を受けた特定空家等及び管理不全空家等は特例措置 の適用外になります。

所得税

■空き家の発生を抑制するための特別措置 (譲渡所得の3.000万円特別控除)

空き家とその敷地を相続等で取得した場合、その空き家又はその敷地を売却するに当たって一定の条件を満たせば、所得税・個人住民税において譲渡所得から3,000万円までが控除される特例措置を受けることができます。ただし、令和9年12月31日までに売却することが必要です。

主な適用要件

- ・相続開始の直前 (老人ホーム等に入所の場合は入所の直前) まで被相続人が一人で居住していたこと。
- ・相続開始から譲渡の時まで、使用されていないこと。
- ・耐震基準を満たした家屋か、家屋の取壊しをした後の敷地を譲渡すること。あるいは、家屋の譲渡をした後、譲渡をした年の翌年2月15日までに家屋の耐震改修又は取壊しを行うこと。
- ・昭和56年5月31日以前に建築された家屋であること。
- ・相続開始の日から3年を経過した年の12月31日までに譲渡すること。
- ・譲渡価格が1億円以下であること。